社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会
会長の勤務及び報酬等に関する規程

平成１６年４月１日
規　程　第　１　号

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長の勤務及び報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

（勤務）

第２条　会長は非常勤とし、本会の事務事業決裁及び定期的な業務管理のため、週一回程度勤務するものとする。

２　前項以外に法人運営に係る理事会、評議員会、会務のための旅行及び事業実施上必要あるときは随時勤務、または旅行するものとする。

（報酬等）

第３条　会長には、前条第１項に規定する勤務については報酬を支給し、同条第２項の勤務及び旅行については、費用弁償又は旅費を支給するものとする。

２　報酬は、月額として２０，０００円を支給する。また、通勤手当相当分として旅費規程に基づく車賃を支給する。

３　費用弁償及び旅費の支給額については、役員等の報酬等に関する規程による。

（支給日）

第４条　前条第２項及び第３項に規定する報酬、費用弁償及び旅費の支給日は、職員の給与等の支給の例による。

（社会保険等）

第５条　非常勤の役員は、社会保険等には加入しないこととする。ただし、役員としての活動における不慮の事故や傷害等については、本会で加入する社協の保険等の範囲で対応するものとする。

（委任）

第６条　この規程に定めることのほか必要がある場合は、理事会の決議を経て評議員会で定める。

附則（平成１７年３月２２日議案第４号）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附則（平成２３年３月２４日議案第４号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附則（平成２９年３月２３日議案第８号）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。